



令和3年10月20日

文部科学省高等教育局長
増子 宏 様

一般社団法人公立大学協会
会長 松尾 太加志



新型コロナウイルス感染症の影響に伴う私費外国人留学生の
新規入国の緩和に関する要望

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、外国人留学生が日本に入国することが制限され、特に私費外国人留学生においては、日本に入国できない状況が長く続いております。

全国の公立大学においては、昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、オンラインによる遠隔授業の提供に努めると共に、個別の学修指導をオンラインで行うなど留学生の学びの機会の確保に努めてまいりました。

しかしながら、特に令和2年4月に修士課程に入学した外国人留学生は、2年間の短い修学期間のうち、すでに1年半の遠隔での学修を余儀なくされ、半年後には課程を修了する予定で研究を進めている留学生もおります。私費外国人留学生の新規入国を認めない現在の状況が継続しますと、対面でしか指導を受けられない機密性・専門性の高い研究技術等の習得機会を得ることができず、他国の大学へ転学する等の対応を考えざるを得ない外国人留学生が増加することになります。また、今後留学を希望している私費外国人留学生においても、留学先の候補として日本の魅力が大きく損なわれていることが考えられます。

現在、外国人留学生の新規入国を原則認めていない国は、先進7か国で日本のみであり、このような状況が長期化することは、我が国の学術研究機関への信頼の低下を招くと共に、将来的な研究力の低下や外国人留学生の減少につながりかねない深刻な事態であると考えます。

つきましては、下記のとおり、私費外国人留学生の新規入国の規制緩和措置を緊急に要望いたします。関係省庁への交渉等特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 国費外国人留学生は順次入国が進められている状況に鑑み、各大学における感染予防対策を徹底したうえで、私費外国人留学生においても新規入国制限を緩和するとともに査証発行を再開すること。
- 外国人留学生が新型コロナウイルス感染陰性証明書及びワクチン接種証明書を提出した場合における入国後の待機期間を大幅に短縮すること。

以上